

昭和四十四年法律第八十四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第三章 労働保険料の納付の手続等（第十一条）
第二章 保険関係の成立及び消滅（第三条・第九条）	第四章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（第十三条・第十九条）
第三章 総則（第三十二条）	第五章 行政手続法との関係（第三十七条・第三十八条）
第四章 労働保険事務組合（第三十三条・第三十六条）	第六章 雜則（第三十九条・第四十五条の二）
第五章 行政手続法との関係（第三十七条・第三十九条）	第七章 罰則（第四十六条・第四十八条）
附則	

第一章 総則

(趣旨)

この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。(定義)

この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)以下「労災保険法」という。による労働者災害補償保険(以下「労災保険」という)及び雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六十六号)による雇用保険(以下「雇用保険」といいう)を総称する。

この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他の名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。)をいう。

この法律において「厚生労働大臣が定めた評価に關し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

この法律において「保険年度」とは、四月一日から翌年三月三十日までをいう。

この法律において「保険年度」とは、四月一日から翌年三月三十日までをいう。

第二章 保険関係の成立及び消滅(保険関係の成立)

第三条 労災保険法第三条第一項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」という)が成立する。

事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」という)が成立する。

第四条 雇用保険法第五条第一項の適用事業の事

業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

(保険関係の成立の届出等)

した事業の事業主は、その成立した日から十日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

(保険関係の成立)

(保険関係の成立)

その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならぬ。この場合においては、厚生労働大臣が指定するいづれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

(保険関係の消滅)

保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。

(第六条 削除)

(有期事業の一括)

二以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の適用については、その全部を一の事業とみなす。

(第七条 二以上の事業が同一人であること)

一事業主が同一人であること。

(第八条 二の事業が同一人であること)

二それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業(以下「有期事業」という)であること。

(第九条 二の事業が同一人であること)

三それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。

(第十条 二の事業が同一人であること)

四それぞれの事業が、他のいづれかの事業の全部又は一部と同時にに行なわれること。

(第十一条 二の事業が同一人であること)

五前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること。

(第十二条 二の事業が同一人であること)

六前項に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に關して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

(第十三条 二の事業が同一人であること)

七前項に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に關して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人を元請負人とみなして同項の規定を適用する。

(第十四条 二の事業が同一人であること)

八前項に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に關して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人を元請負人とみなして同項の規定を適用する。

(第十五条 二の事業が同一人であること)

九前項に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に關して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人を元請負人とみなして同項の規定を適用する。

(第十六条 二の事業が同一人であること)

前項に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に關して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人を元請負人とみなして同項の規定を適用する。

該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係としていることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいづれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

第三章 労働保険料の納付の手続等

(第四条の二)

前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から十日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

(第四条の二)

前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、前項に規定する事項のうち厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

(第四条の二)

前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、前出なければならない。

該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係としていることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいづれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

第四章 勤務保険法第五条第一項の適用事業の事

該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係としていることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいづれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

(第四条の二)

前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、前出なければならない。

第五章 勤務保険法第五条第一項の適用事業の事

該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係としていることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいづれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

(第四条の二)

前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、前出なければならない。

第六章 勤務保険法第五条第一項の適用事業の事

該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係としていることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいづれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

(第四条の二)

前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、前出なければならない。

二 一百人以上の労働者を使用する事業
二 十人以上百人未満の労働者を使用する事業
業であつて、当該労働者の数に当該事業と同種の事業に係る前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数が厚生労働省令で定める数以上であるもの
三 前二号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定める規模の事業

雇用保険率は、千分の十五・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することの

該会計年度における失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額を超えて、又は当該失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十一・五から千分の十九・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十三・五から千分の二十一・五まで、同号に掲げ

の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額から同法第十条第五項に規定する教育訓練給付の額（以下この項において「教育訓練給付額」という。）及び同条第六項に規定する雇用継続給付の額（以下この項において「雇用継続給付額」という。）を減じた額が、当該会計年度における失業等給付額等から教育訓

厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額（同条第一項第四号の規定による国庫の負担額を除く。）、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下の項において

四五 滅酒の製造の事業
前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保險者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業
三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保
存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその
準備の事業
四 青瓦の製造の事業

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

ない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。)については千分の十七・五とし、第三号に掲げる事業については千分の十八・五とす

る事業については千分の十四・五から千分の二十二・五まで）の範囲内において変更することができる。

り変更された率から千分の〇・五の率を控除して率に変更することができる。

率を控除した率に変更するものとする。
9 前項の場合において、厚生労働大臣は、雇用安定資金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を同項の規定によ

8
厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定によると、雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十一条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の

保有しつつ、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。

雇用及び失業の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る失業等給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を

分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率をいう。第三十一条第一項において同じ。)を乗じて得た額(第八項において「事業費充当徴収保険料額」という。)の合計額を減じた額並びに印紙保険料の額の合計額をいう。

厚生労働大臣は、第五項の規定により雇用保険率を変更するに当たっては、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者(第三十一条及び第三十二条において「被保険者」という。)の

額」という。)から当該一般保険料徴収額に育児休業給付率(千分の四の率を雇用保険率で除して得た率をいう。)を乗じて得た額及び当該一般保険料徴収額に二事業率(千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業について、千五百円の内、五百円を減じて得た額を一千五百円とし、一千五百円を一千五百円で除して得た率をいう。)を乗じて得た額を加算して算出する。

6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応する部分の額の総額と同項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額とを合計した額(以下この項及び第八項において「一般保険料徴収

る事業については千分の十四・五から千分の二十二・五まで）の範囲内において変更することができる。

(第一種特別加入保険料の額)

「百分の四十五」として、同項の規定を適用する。

第十二条の二 前条第三項の場合において、厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、連續する三保険年度中のいずれかの保険年度においてその事業に使用する労働者の安全又は衛生を確保するための措置で厚生労働省令で定めるものを講じたときであつて、当該措置が講じられた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日から六箇月以内に、当該事業に係る労災保険率につきこの条の規定の適用を受けようとする旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を提出しているときは、当該連續する三保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度の同項の労災保険率については、同項中「百分の四十」とあるのは、

は一千分の二・五と一千分の四・五とあるのは一千分の三・五とする。

千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十二・五から千分の二十一・五まで」と、「千分の十四・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるの

前項の規定にかかわらず第九項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の十・五から千分の十八・五まで」と、「千分の十三・五から

2	厚生労働大臣は、対象事業主に対しても、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため該勧奨を行なうことができない場合は、この限りでない。
3	対象事業主は、前項の規定により勧奨を受けた場合においては、特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、書面により申し出ることができる。
4	政府は、前項の規定による申出を受けた場合には、特例納付保険料の額を決定し、厚生労働省令で定めるところにより、期限を指定して、これを対象事業主に通知するものとする。
5	対象事業主は、第三項の規定による申出を行つた場合には、前項の期限までに、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する特例納付保険料を納付しなければならない。 (督促及び滞納処分)

4	政府は、前項の規定による申出を受けた場合には、特例納付保険料の額を決定し、厚生労働省令で定めるところにより、期限を指定して、これを対象事業主に通知するものとする。
---	-----------------------------------------------------------------------------------

5	延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。
---	----------------------------------------------------------------------------

一	一 督促状に指定した期限までに労働保険料その他この法律の規定による徴収金を完納した他のこの法律の規定による徴収金を完納したとき。
---	------------------------------------------------------------------

二	二 紳士送達の方法によつて督促したとき。
---	----------------------

三	三 延滞金の額が百円未満であるとき。
---	--------------------

四	四 労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。
---	----------------------------------

五	五 労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。
---	-----------------------------------------

(先取特権の順位)	(先取特権の順位)
-----------	-----------

第二十九条	第二十九条 劳働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特權의順位는國稅及び地 方稅に次ぐものとする。
-------	-------------------------------------------------------

(労働保険料の負担)	(勞働保険料的負擔)
------------	------------

第三十条	第三十条 劳働保険料その他この法律の規定による徵收金は、この法律に別段의定めがある場合を除き、國稅徵收의例により徵收する。
------	---------------------------------------------------------------

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

第三十一条	第三十一条 次의各号に掲げる被保險者は、當該各号に掲げる額을負担するものとする。
-------	------------------------------------------

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

第三十二条	第三十二条 第二項第一号의事業に係る被保險者이에掲げる額から로에掲げる額을減じた額의二分의일의額이에掲げる額에相当する額의うち雇用保險率에応ずる部分의額
-------	------------------------------------------------------------------------------

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

第三十三条	第三十三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三条의事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主의團體又은 그의連合團體(法人이아닌團體又은 그의連合團體であつて代表者の정명이없는ものを제외한다. 이하동일) 은、團體의構成원又은 그의連合團體를構成하는團體의構成원으로서事業主(厚生労働省令에定める事業主를제외한다.)의委託를受けて, この章의定めるところ에よ り, これらの者が行うべき勞働保險料의納付その他の勞働保險に関する事項(印紙保險料에關する事項를제외한다. 이하「勞働保險事務」とい う。)을處理할수있다.
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

第三十四条	第三十四条 政府は、前二項의規定에よ り、勞働保險關係法令의規定에よ り政府이追徴金又은 延滞金을徵收하는場合에 의하여、その徵收保險事務組合에交付하는 경우에는、その金額의限度에서、勞働保險事務組合은、政府에對して當該徵收金의納付의責め에任ずるものとする。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

第三十五条	第三十五条 第三十三条第一項의委託에基づ 키、事業主가勞働保險關係法令의規定에よ り勞働保險事務組合에交付하는 경우에 는、その金額의限度에서、勞働保險事務組合은、政府에對して當該徵收金의納付의責め에任 ずるものとする。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

第三十六条	第三十六条 労働保險事務組合은、勞災保險法第十二条의三第三項及第十三条의第四項의規定에よ り処分하는 경우에 는、事業主로みな한다.
-------	--------------------------------------------------------------------------

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

第三十七条	第三十七条 この法律(第三十三条第二項及 이하 제3항을 제외함) 의規定에よ る処分에 는、
-------	-------------------------------------------------------------

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

第三十八条	第三十八条 厚生労働大臣은、勞働保險事務組合이 이 법에基づく雇用保險法若しく는 이 법에基づく厚生勞働省令(이하「勞働保險關係法令」と 이른다.)의規定에违反 하거나 그의勞働保險事務의處理를怠는 경우에는,
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

第三十九条	第三十九条 厚生労働大臣은、勞働保險事務組合이 이 법에基づく雇用保險法若しく는 이 법에基づく厚生勞働省令(이하「勞働保險關係法令」と 이른다.)의規定에违反 하거나 그의勞働保險事務의處理를怠는 경우에는,
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

第四十条	第四十条 厚生労働大臣은、Labour保險事務組合이 이 법에基づく雇用保險法若しく는 이 법에基づく厚生勞働省令(이하「Labour保險關係法令」と 이른다.)의規定에违反 하거나 그의Labour保險事務의處理를怠는 경우에는,
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

第四十一条	Fourth十一厚生勞働大臣은、Labour保險事務組合이 이 법에基づく雇用保險法若しく는 이 법에基づく厚生勞働省令(이하「Labour保險關係法令」と 이른다.)의規定에违反 하거나 그의Labour保險事務의處理를怠는 경우에는,
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

Fourth十二厚生勞働大臣은、Labour保險事務組合이 이 법에基づく雇用保險法若しく는 이 법에基づく厚生勞働省令(이하「Labour保險關係法令」と 이른다.)의規定에违反 하거나 그의Labour保險事務의處理를怠는 경우에는,

(被保険者の負担)	(被保險者的負擔)
-----------	-----------

第三十八条 削除**第六章 雜則**

(適用の特例)

第三十九条 都道府県及び市町村の行う事業その他の厚生労働省令で定める事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業みなしてこの法律を適用する。

2 国の行なう事業及び前項に規定する事業については、労働者の範囲（同項に規定する事業のうち厚生労働省令で定める事業については、労働者の範囲及び一般保険料の納付）に關し、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

第四十条 削除
(時効)
第四十一条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 政府が行う労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。
(報告等)

第四十二条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

第四十三条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立して、この法律の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対し

2 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立して、この法律の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対し

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提供)

第四十三条の二 行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

第四十四条 この法律に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第四十五条 この法律に定める命令に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に労働保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定めることができる。

第四十六条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第四十七条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。労災保険法第三十五条第一項に規定する団体が第三号又は第四号に該当するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。労災保険法第三十五条第一項に規定する団体が第三号又は第四号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

第四十八条 法人（法人でない労働保険事務組合及び労災保険法第三十五条第一項に規定する団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合又は労災保険法第三十五条第一項に規定する団体を处罚する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合又は団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十九条 第二条第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業が開始されたものとみなす。

第五十条 第二条第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業が開始されたものとみなす。

第五十一条 第二条第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業が開始されたものとみなす。

第五十二条 第二条第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業が開始されたものとみなす。

第五十三条 第二条第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業が開始されたものとみなす。

第五十四条 第二条第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業が開始されたものとみなす。

第五十五条 第二条第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業が開始されたものとみなす。

弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

避した場合

前項の申請は、その事業に使用される労働者の二分の一以上の同意を得なければ行うことができない。

第47条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に労働保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定めることができる。

第一項の規定による命令への委任

第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定めることができる。

2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の二分の一以上の同意を得なければならない。

第47条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に労働保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定めることができる。

第一項の規定による命令への委任

第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定めることができる。

第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定めることができる。

第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした場合において、所要の経過措置を定め(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)する。

セントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

附 則（昭和四五年四月一日法律第一三
号）抄

附 則（昭和四五年五月二二日法律第八
八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和四十八年十二月三十一日から施行する。

附 則（昭和四七年四月二八日法律第一八号）抄
この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度の予算から適用する。

附 則（昭和四八年九月二一日法律第八
五号）抄

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正）をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十六条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条 施行日の属する保険年度及びこれに引き続く三保険年度においては、前条の規定によ
る部改正に伴う経過措置)

る改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項中「過去三年間の業務災害をいう。」(同法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。)及び通勤災害(同項第二号の通勤災害

災害をいう（第三項において同じ）に係る災害率」とあるのは「過去三年間の業務災害率」（同法第七条第一項第一号の業務災害率）である。

同じくに係る災害率並びに労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）。以下「昭和四十八年改正法」といふ。）の施行の日の属する保険年度及びこれ

引き続く三保険年度における通勤災害（同項第二号の通勤災害をいう。第三項において同じ。）に係る災害率又はその予想値」と、同条第三項中「過去三年間の通勤災害に係る災害率」とあるのは「昭和四十八年改正法の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続ぐ三保険年度における災害率」として解釈されるべきである。

第十八条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十七条の規定は、この法律の施行の際現に生ずる通勤災害に係る災害率又はその予想値とする。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の施行日の属する保険年度に係る労働保険料につては、適用しない。

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する
附 則（昭和四九年二月二八日法律第一一七号）

附 則（昭和五一年五月二七日法律第三
二号）抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中労働者災害補償保険法目次及び第一条の改正規定、同法第二条の次に一条を加える改正規定並びに同法第三章の二の改正規定、第二条中労働者災害補償保険法第一部分

改正する法律附則第十五条第二項の改正規定並びに第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定(労働福業事業者に

炭素中毒症に関する特別措置法第十条第一項の改正規定、附則第二十四条中労働保険特別会計法第四条の改正規定並びに附則第二十九条及び附則第三十条の規定 公布の日から起

算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

る法律第十二条第三項の改正規定「業務災害に関する保険給付」の下に「(労災保険法第三十条第一項の規定により保険給付を受け受けることができる」とされた者(以下「第三

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和五一年五月二七日法律第三
三号）抄

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十二条 第三条の規定による改正後の徴収法第十四条の「第一項の規定の適用については、附則第六条の政令で定める日までの間は、同項中「業務災害及び通勤災害に係る災害率」とあるのは、「業務災害に係る災害率」とする。

第十三条 第三条の規定による改正後の徴収法第二十条第一項の労働省令で定める有期事業であつて、施行日前に第三条の規定による改正前の徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものに関する同項の規定の適用については、同項中「保険給付の額に第十二条第三項の労働省令で定める給付金の額を加えた額」とあるのは「保険給付の額」とし、同項第一号中「同条第一項第一号」とあるのは「第十二条第一項第一号」とする。

(政令への委任)

おいて、第三条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業に関する第三条の規定による改正後の徴収法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「労災保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので厚生労働省令で定めるもの」とあるのは、「労災保険法第二十九条第一項第二号の事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので厚生労働省令で定めるもの（労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十二号）附則第一条第一項第四号に定める日後に発生した業務災害の原因である事故に関して行われたものに限る。）とする。

第二条 第二条の規定に依る労働保険料の徴収等に関する法律（次項において「新徴収法」という。）第十二条第四項の規定は、昭和五十三年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお從前の例による。

第四条 昭和五十三年三月三十日までの間は、新徴収法第十二条第六項中「千分の三・五」とあるのは、「千分の三」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前一条に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

千分の十一・五から千分の十五・五まで」に改める部分及び「千分の十三から千分の十七・五まで」を「千分の十三・五から千分の十七・五まで」に改める部分に限る)、次条第一項の規定並びに附則第五条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)附則第四条から第六条までの改正規定は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

附 則（昭和五十二年五月二〇日法律第四
三号）抄
(施行期日)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正並に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の労働保険の保
険料の徴収等に関する法律第十二条第四項たゞ
し書及び第五項の規定は、附則第一条ただし書
に規定する日以後の期間に係る労働保険料につ
いて適用し、同日前の期間に係る労働保険料に
ついては、なお従前の例による。

第二項 前項に規定するもののほか、前条の規定によ
る労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改
正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改
に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

2 し書及び第五項の規定は、附則第一条たゞし書に規定する日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

前項に規定するもののほか、前条の規定によつて適用される場合に、前項の規定によつて適用されないものとみなさる場合は、

二 略

三 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十条第一項の改正規定及び附則第七条第一項の規定 昭和五十五年十二月三十日

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

四 第二条第一項の規定 昭和五十六年四月一日

五 第七条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業に関する第二条の規定による改正後の徴収法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「遺族補償一時金」とあるのは、「遺族補償一時金(昭和五十五年十二月三十一日後に支給すべき事由が生じたものに限る。)」と、「以下この項及び第二十条第一項において「特定疾病にかかる者に係る保険給付」という。」とあるのは、「(以下この項において「特定疾病にかかる者に係る保険給付」とい、同日後の期間に係る年金たる保険給付及び司日後に支給すべきき

附 則（昭和五四年六月八日法律第四〇号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五五年一二月五日法律第一〇四号）抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。
**(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)**

第五条 前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、昭和五十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

施行する。
附 則 (昭和五九年七月一三日法律第五
四号) 抄

2 は
「十二月三十一日を」とする。
徴収法第二十条第一項の労働省令で定める有期事業であつて、昭和五十六年四月一日前に徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものに係る確定保険料の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五八年五月一七日法律第三
九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十八年七月一日から

労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものに係る確定保険料の額については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十二条、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三条、第一百五十五条から第一百八十八条まで、第一百二十一条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十条から第一百三十四条まで、第一百三十七条、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定

日本
(罰則に関する経過措置)

第百四十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第百四十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案する場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

し、この法律により改正された雇用保険法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定

二 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第四条、第七条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十九条の規定

三 附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定

四 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

五 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

六 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

七 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

八 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

九 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

十 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

十一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

十二 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

十三 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

十四 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

十五 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

十六 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

十七 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

十八 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

十九 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

二十 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

二十一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

二十二 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

二十三 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条並びに附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の規定

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三〇日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年七月六日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(平成一十五年法律第六十三号。以下「平成一十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(百四十一号)第一項においては、な

お従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一十五年七月六日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

第十一条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」といいう。）第三十八条第一項において準用する徵収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の掛金（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第一百四十条第一項の規定による徵収金を含む。）厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第四条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第一百四十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第一項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の第四项に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法百四十四条の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛け金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徵収法第十一条第一項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。（調整規定）

第八条 この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正

する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

第一条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二条に一項を加える改正規定、第一条の規定（労働保険の保険料の徵収等に関する法律附則第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二条第二項たゞし書の改正規定を除く。）、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えての範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（その他の経過措置）

第四条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第七条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第八条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第九条（施行期日）抄

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十条（施行期日）抄

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年三月三一日法律第一五号）抄

この附則に規定するもののほか、この法律の施行において準用する徵収法等の規定が同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一

の日に施行されるときは、当該法律の規定は、政令で定められる。

附 則（平成二三年五月二〇日法律第四七号）抄

この附則に規定するもののほか、この法律の施行において準用する徵収法等の規定が同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、政令で定められる。

第一条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条（施行期日）抄

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

第三条（施行期日）抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（その他の経過措置）

第四条（施行期日）抄

この法律は、平成二五年六月二六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五条（施行期日）抄

この法律は、平成二五年六月二六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条（施行期日）抄

この法律は、平成二五年六月二六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第七条（施行期日）抄

この法律は、平成二五年六月二六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第八条（施行期日）抄

この法律は、平成二六年六月一三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第九条（施行期日）抄

この法律は、平成二六年六月一三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十条（施行期日）抄

この法律は、平成二六年六月一三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十一条（施行期日）抄

この法律は、平成二六年六月一三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十二条（施行期日）抄

この法律は、平成二六年六月一三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十三条（施行期日）抄

この法律は、平成二六年六月一三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条（施行期日）抄

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（延滞金の割合の特例等に関する経過措置）

第三条（施行期日）抄

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（延滞金の割合の特例等に関する経過措置）

第四条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第七条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第八条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第九条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十条（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十一條（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十二條（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十三條（施行期日）抄

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

される場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

(雇用保険率に関する経過措置)
第三条の規定による文三後の労働保険の
び第十八条の改正規定、同法第十九条の前の
見出しを削り、同条に見出しを付する改正規
定、同法第十九条の二を削る改正規定並びに
同法第二十二条第三項、第三十一条及び第三
十二条第一項の改正規定並びに附則第九条の
規定 令和二年四月一日

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄
第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 ては易びて見定す　令和二年三月一日

〔不當申立てに対する行政訴訟〕　この法律の施行前にした行為並びに附則他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第五条及び前二条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 平成二八年三月三日法律第一抄
七号)

第一条 (施行期日) この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十一条及び第三十三条の規定 公布の日
二 第一条中雇用保険法第六十二条第一項及び

第六十三条第一項の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項、第五項及び第九項の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第十条、第十五条、第二十六条、第二十八条及び第三十一条の規定、平成二十八年四月一日

号イの改正規定 第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定 同法第十一条の二を削る改正規定、同法第十二条第一項及び第六項の改正規定、同法第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十五条の二を削る改正規定、同法第十六条及

附 則
（令和二年三月三一日法律第八号）
抄
（施行期日）

法律第十二条第二項及び第三項 第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七

る。、同法第九十三条の改正規定（同法第三項第一項第四号を同項第五号とし、同項第三項の次に一号を加える部分を除く。）、同法第三百四十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第五百十一条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

各号に定める日から施行する。
一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条等及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条等及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

三 二
略 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しへ削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定（労働者災害補償保険法第八条の第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。）並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する

業給付金とみなして、改正後徵収法第十二条第五項の規定を適用する。
 2 令和元年度以前の年度に係る改正後徵収法第十二条第五項の規定による雇用保険率の変更については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
 (政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日